2　書留郵便物

2.1　差出人は、書留郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

2.2　差出人は、書留郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3　普通小包

3.1　差出人は、普通小包の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

3.2　差出人は、普通小包の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3.3　指定された事業体は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、この条約の施行規則に定める額を相互に適用することを取り決めることができる。

4　保険付郵便物

4.1　差出人は、保険付郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、原則として、保険金額の特別引出権（ＳＤＲ）による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

4.2　差出人は、保険付郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のＳＤＲによる額を超えることができない。

5　差出人は、書留通常郵便物又は保険付通常郵便物が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、当該郵便物の差出しのために納付した料金のみの還付を請求する権利を有する。

6　差出人は、小包が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、差出国での当該小包の差出しのために納付した料金及び名宛国からの当該小包の返送によって発生した費用の還付を請求する権利を有する。

7　2から4までの規定が適用される場合には、賠償金は、郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該郵便物の内容品と同種の物品のＳＤＲに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該同種の物品の通常の価値を基礎として計算する。

8　書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、これらの郵便物の差出しのために納付した料金及び課金（書留料及び保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しても、当該不良状態が指定された事業体の責めに帰せられ、かつ、当該指定された事業体が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。

9　盗取され、損傷し、又は亡失した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の賠償金については、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合には、2から4までの規定にかかわらず、受取人が当該賠償金を請求する権利を有する。差出人と受取人とが同一の場合には、その放棄を要しない。

10　差出側の指定された事業体は、自国の差出人に対し、書留郵便物及び保険付小包以外の小包について自国の法令に定める賠償金を、その額が2.1及び3.1に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名宛側の指定された事業体が受取人に対し賠償金を支払う場合についても、同様とする。ただし、次の事項については、1及び2.1及び3.1に規定する額を適用する。

10.1　責任を有する指定された事業体に対する求償

10.2　差出人の権利の受取人のための放棄

11　二国間の合意がある場合を除くほか、調査請求の期限の徒過及び指定された事業体に対する賠償金の支払（この条約の施行規則に定める期間及び条件を含む。）に関するいかなる留保も、付することができない。

第十一条

条約第二十三条を次のように改める。

第二十三条　加盟国及び指定された事業体の免責

1　指定された事業体は、書留郵便物、小包又は保険付郵便物であって、これらと同種の郵便物について自国の法令に定める条件に従って配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。

1.1　郵便物の盗取又は損傷が配達の前に又は配達の際に確認された場合

1.2　自国の規則により認められる場合において、盗取され、又は損傷した郵便物の配達を受ける際に受取人（差出元への返送の場合にあっては、差出人）が留保を付したとき。

1.3　自国の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。

1.4　受取人（差出元への返送の場合にあっては、差出人）が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した指定された事業体に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出て、盗取又は損傷が配達の後に生じたものでないことを立証したとき。「遅滞なく」の語は、国内法令に従って解釈する。

2　加盟国及び指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。

2.1　第十八条5.9の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合

2.2　加盟国及び指定された事業体の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、加盟国及び指定された事業体が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合

2.3　損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合

2.4　郵便物が第十九条の禁制に抵触する場合

2.5　郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合において、その旨を名宛側の加盟国又はその指定された事業体が通報したとき。

2.6　保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合